

自治体SDGs推進評価・調査検討会 設置要綱

（設置）

1. 内閣府に自治体SDGs推進評価・調査検討会（以下「検討会」という。）を置く。

（任務）

2. 検討会は、SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業（以下「SDGs未来都市等」という。）に関する以下の事項を任務とする。
 - （1）SDGs未来都市等の透明性、公平性、中立性を高めるため、SDGs未来都市等の選定基準の検討、SDGs未来都市等の選定案の作成に資する客観的評価及びSDGs未来都市等の選定後の評価等に関する事項について調査及び検討を行い担当大臣に助言する。
 - （2）SDGs未来都市等の推進のため、SDGs未来都市が策定するSDGs未来都市計画（以下「計画」という。）の策定時及び計画に基づく取組（自治体SDGsモデル事業を含む）実施時において、助言その他の支援を行うための企画立案等を行う。

（構成）

3. （1）検討会は、学識経験者等のメンバーで構成する。なお、必要に応じて、今後メンバーを一部変更することも妨げられないものとする。
- （2）座長は構成員が互選し、座長代理は座長が必要に応じて指名する。
- （3）座長は必要に応じて、個別の議題について構成員をメンバーとするワーキンググループを設置・開催できる。ただし、座長が構成員以外の者の助言等が必要と認める場合には、構成員以外の者を協力メンバーとして指名することができる。

（招集）

4. 検討会の会議は、座長が招集する。

（会議の開催）

5. 検討会は、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により検討会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

（議事の公開）

6. 検討会の会議は公開する。また、議事要旨を作成し、検討会の会議の終了後速やかに公開する。ただし、会議及び議事要旨について、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。

(庶務)

7. 検討会の庶務は、内閣府地方創生推進室において処理する。

(雑則)

8. この要綱に定めるもののほか、検討会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 1 月 22 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 7 月 25 日から施行する。